② 工事の場合　下記に示す単体又は２者による特定建設工事共同企業体であること。

1）単体の場合　下記の資格を有すること。

・阪神高速における建設工事の「土木」に係る施工能力点が1,200点以上又は建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,150点以上

2）特定建設工事共同企業体の場合　下記の条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であること。

ア）代表者は、上記１）に同じ

イ）構成員は、阪神高速における建設工事の「土木」に係る施工能力点が1,200点以上又は建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,050点以上

⑸ 地域要件　設定しない。

⑹ 業務の実績　求めない。

⑺ 施工実績　平成15年度以降に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成15年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績を有すること。

Ⅰ．単体の場合

「同種工事」

・掘削を伴う道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）下部工事

Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合

ア）代表者は上記Ⅰ．に同じ。

イ）構成員は下記に示すいずれかの同種工事の施工実績を有すること。

「同種工事」

・道路橋下部工事

・道路橋における鋼構造物（標識・遮音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く。）の補修又は補強工事（耐震補強工事を含む。）

⑻ 下記３⑶に示す本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書が適切であること。（詳細は説明書参照）

⑼ 工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成28年度及び平成29年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成28年度及び平成29年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑽ 配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の工期の開始時から専任で配置できること。また、設計業務期間においては専任の義務はなく、基本協定に基づき工事が契約された場合において、次に掲げる工事経験を有する者を配置すること。

① 下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・一級土木施工管理技士

・技術士（建設部門）

② 平成15年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑺の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

下記に示すいずれかの工事経験を有すること。

・道路橋下部工事

・道路橋における鋼構造物（標識・遮音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く。）の補修又は補強工事（耐震補強工事を含む。）

③ 監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 専任の監理技術者等にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤ 申請時において配置予定技術者が確定していない場合、工事契約時に、上記①～④の条件を満たす技術者を配置すること。また、配置予定技術者の申請に替えて別に定める誓約書を提出すること。

⑾ 競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から設計業務の契約締結までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑿ 暴力団等排除措置規則　申請書等の提出期限日から設計業務の契約締結までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⒀ 設計共同体　設計共同体を結成する場合については、説明書を参照すること。

⒁ 設計業務等の受託者等との関連　本工事に係る既設計業務等の受託者等（受託者が設計共同体の場合は、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂ 競争参加者間の資本・人的関係　本競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は説明書参照）

⒃ 特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体を結成する場合については、説明書を参照すること。

３　技術提案・交渉方式に関する事項

⑴ 技術提案書等　技術提案書又は最終技術提案書（以下「技術提案書等」という）について、下記⑶に示す評価項目に対する本工事における技術提案等の記載が適切であること。なお、詳細については、説明書を参照すること。

⑵ 技術提案・交渉方式の仕組み　本工事の技術提案・交渉方式は、以下の方法により優先交渉権者を選定する方式とする。なお、詳細については説明書を参照すること。

① 技術評価点として、上記２⑻に関する技術提案書の評価に応じて点数を付与する。

② 技術評価点により、優先交渉権者を選定する。

⑶ 評価項目及び評価点　評価項目と評価点（最大点）の内容を以下に示す。なお、詳細については、説明書を参照すること。

・技術提案（技術的所見）に関する事項（60点）

⑷ 優先交渉権者選定に関する事項　技術提案書等を提出した者の中から、評価値が最上位である者を優先交渉権者として選定する。評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。優先交渉権者として選定した者には書面により通知する。

また、交渉権がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を同じく書面により通知する。

それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく書面により通知する。

なお、次順位の交渉権者においては、非特定の通知までの期間にあっては書面により交渉権の辞退を申し出ることができる。

⑸ 技術提案等の履行に関する事項　技術提案書等に記載した内容は、契約書に添付のうえ履行すること。（詳細は説明書参照）

４　手続等

⑴ 担当部署　〒550―0011 大阪市西区阿波座１－３－15　阪神高速道路株式会社　建設・更新事業本部　総務・経理課　電話06―6535―9386

⑵ 交付図書及び閲覧資料　説明書等は、次のとおり交付又は閲覧する。

① 交付期間　平成30年７月12日（木）から平成30年８月８日（水）午後４時まで。